

規制の事前評価について

1. 規制の事前評価の概要

(I) 評価の対象

法律又は政令による規制（国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課す作用）の新設又は改廃を目的とする政策の事前評価及び事後評価を行う。（「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）による義務）

ただし、以下に該当する規定は対象外。

- ・一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定（国立大学法人法等）
- ・犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定
- ・市民社会における対等な私人間のルールを定める規定（著作権法等）
- ・国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
- ・社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定（会計法等）

(II) 事前評価の内容

1. 規制の目的、内容及び必要性
2. 費用及び便益の分析
3. 費用と便益の関係の分析
4. 代替案との比較
5. 有識者の見解その他関連事項
6. レビューを行う時期又は条件

2. 評価書の公表時期・公表までの流れ

政策所管部局において規制評価書（案）の作成
※評価書様式は政府統一（別紙）

政策評価に関する有識者会議委員からの助言

総務省に送付し公表

法律による場合 法律案の閣議決定まで
政令による場合 行政手続法に基づく意見公募手続まで

（参考）近年、文部科学省が行った規制の事前評価の例

- ・原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う改正（平成26年10月）
- ・障害のある児童生徒等の就学手続きの改正（平成25年5月）
- ・子供のための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設（平成24年3月）

〇〇に係る規制の事前評価書

政策の名称	
法令（案）の名称	
担当部局	～局 ～課（課長： ） 電話番号： e-mail：
評価実施時期	平成 年 月

1 政策の名称

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

(2) 規制の内容

(3) 規制の必要性

(4) 法令（案）の名称とその内容

3 想定される代替策

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

<代替案>

【行政費用】

<本対策案>

<代替案>

【その他社会的費用】

<本対策案>

<代替案>

② 便益

5 政策評価の結果

6 有識者の見解その他関連事項

7 レビューを行う時期又は条件